

The background of the page is decorated with various colorful geometric shapes, including circles and stripes. The colors used are yellow, orange, pink, light blue, teal, and green. Some shapes have patterns like stripes or polka dots. The shapes are scattered across the page, creating a vibrant and abstract design.

第 3 章

第 2 期計画の主な取り組み状況と課題

第1節

基本目標ごとの取り組み状況と課題

1. 子育て・親育ちを応援する環境づくり

- 本市では全国に先駆けて平成17(2005)年4月に「池田市子ども条例」を施行し、本市の次世代育成支援推進の基本と位置づけました。この条例に基づき、その普及・啓発を進めるとともに、本条例に基づき設置した子ども・子育て会議において、子どもの健全育成や子ども・子育て家庭への支援に関する審議を行い、子育て支援施策を推進しました。
- 子育てに関する市民の関心を高め、家庭・地域・社会における子育て支援を推進しました。
- 子どもの自主性や自己肯定感を育み、次代の親育ちの基礎づくりを進めるため、学校教育、就学前教育の充実を図り、子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備を推進しました。
- 児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て家庭、子どものための一体的な相談機能を有する機関として「こども家庭センター」が新たに規定されたことから、本市においても子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合した組織として新たに「子ども未来課」を設置し、虐待の早期発見や発生予防の取り組み、支援や配慮を要する子どもとその家庭に必要な支援が行き渡るよう体制の充実を図ってきました。
- 今後も支援や配慮を要する子どもへのきめ細やかな対応を充実させるとともに、子育てに対する不安や負担の解消を図り、地域社会をはじめ社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりが求められます。

2. 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

- 「子ども未来課」を中心として母子保健や子育てに係る相談・支援機能を充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化を図ってきました。
- 地域子育て支援拠点の充実のほか、学校の空き教室を活用した留守家庭児童会の整備やこども食堂への支援等による放課後児童対策の充実を図ってきました。
- 保育ニーズが多様化していく中、保育施設の整備や認定こども園化、保育士確保の取り組みにより、保育定員の確保に努め、待機児童対策を推進しました。
- 今後も子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て家庭に寄り添った相談体制の充実をはじめ、結婚から妊娠、出産、子育て期に至るまで切れ目のない支援を行っていく必要があります。

3. 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

- 子育てを含む家庭生活と仕事の両立支援に向け、企業・事業所に対する子育て期の多様で柔軟な就労形態や家庭生活と均衡のとれた働き方の啓発、男女共同参画の意識向上に努めました。
- 今後も育児休業制度の利用を促進しつつ、産後の職場復帰や子育てと仕事の両立が可能となるよう、保育環境について一層の充実を図ることが求められます。
- 多様な就労の状況に応じた保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育てと仕事の両立を推進するための取り組みを充実し、ワーク・ライフ・バランス※16の実現をめざすことが重要です。

4. 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

- 子どもたちがのびのび育っていけるよう、安全・安心な環境づくりに向け関係機関や地域と連携し、子どもを事故、犯罪の被害や災害から未然に守る活動を推進しました。
- 子どもの安全確保に努めるとともに、子育て家庭の安心確保に向け、居住環境支援やバリアフリー※17化など、子ども・子育て家庭に配慮したまちづくりを推進し、生活環境の整備・充実を図ってきました。
- スマートフォンやSNS※18等の普及など、子どもを取り巻く環境が恒常的に変化しており、有害環境の是正に向けた対策を推進しました。
- 今後も子どもが事件・事故に巻き込まれないよう、より安全で安心なまちづくりが求められます。

5. 子どもの人権を守る環境づくり

- 池田市子ども条例を改正し、基本理念において改めて子どもの権利について明記するとともに子どもなどの意見を施策に反映させるための措置を講じることを定め、子どもの権利の強化に取り組んできました。
- 「池田市人権教育基本方針」及び「池田市人権教育推進プラン」に則り、子どもの主体的な思考力、判断力を養い、豊かな人権感覚を持って行動する人間として成長していくことをめざした人権教育を推進しました。
- 社会の変化とともに人権問題も多様化・複合化する中で、各種講座や相談を通して、様々な文化、習慣、価値観等が尊重され、子どもの権利が等しく守られる環境の整備・充実に努めました。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、次代を担う人材育成策としてこどもの貧困の解消に向けた対策を推進しました。
- 今後は、こども基本法や池田市子ども条例の趣旨も踏まえ、子どもの権利のより一層の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

※16 ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のこと。

※17 バリアフリーとは、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。

※18 SNSとは、「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場、趣味及び共通の関心事例などで新たなつながりを構築する場などを提供するサービスのこと。

第2節

重点推進施策の取り組み状況と課題

第2期計画では、重点的な取り組みとして、「妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実」「高まる保育需要への対応」「きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援」「学校教育、就学前教育の充実」の4つの施策について重点的に取り組んできました。これらの取り組みの中で、さらに計画を実効性のあるものとするため、特に重点的に推進すべき16施策を定め推進しました。それらの取り組み状況を総括と併せて記載します。

1. 妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実

- 安心して妊娠・出産ができるよう妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図りました。
- 助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）をはじめ、産前・産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産支援事業により、妊婦や産後間もない時期の母子とその家庭の相談支援の充実に努めました。
- 妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対して、子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、切れ目のない当事者目線の寄り添う支援に努めました。
- 地域子育て支援拠点（つどいの広場）の充実を図りました。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
訪問児童実人員	662人	662人	687人
総括	○ 出生数の減少に伴い、訪問数は減少しています。 ○ 訪問の連絡や希望のない家庭についても育児状況等を全数把握し、支援するように努めました。 ○ 今後も引き続き、保健師や助産師が全ての家庭を対象に訪問し、妊娠期からの切れ目のない支援となるよう努める必要があります。		

事業名	妊娠・出産支援事業（産前・産後サポート、産後ケア）	担当課	子ども未来課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
産前・産後サポート事業延利用者数	422人	422人	450人
妊娠・出産について満足している者の割合	81.4%	81.0%	85.0%
総括	○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団での相談会は中止していましたが、令和4年度より再開し、再開後は増加傾向にあります。 ○ 産後ケア事業は、訪問型に加えて令和4(2022)年8月より宿泊型と通所型を開始しており、申請者、利用者は増加しています。 ○ 交流会や産後ケア事業は妊産婦の育児不安の軽減につながるため、今後は利用者のニーズに合わせて事業内容を検討していく必要があります。		

事業名	利用者支援事業	(母子保健型)子育て世代包括支援センター (基本型)		担当課	子ども未来課 子育て支援課
		指標	令和5(2023)年度実績		
		この地域で子育てをしたいと思う親の割合	62.7%	62.0%	74.0%
総括	(母子保健型)				
	○ 子育て世代包括支援センターについては、妊娠中に保健師が全数面接を行うことで、支援を要する妊婦の把握につながっています。 ○ 今後も引き続き保健師が全数面接を行うことで、支援を要する妊婦の把握に努める必要があります。				
総括	(基本型)				
	○ にじいろについては、地域の様々な子育て支援の場に出向いて気軽に相談に応じることにより、相談支援の充実が図られました。 ○ 今後も引き続き、妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象として当事者目線で寄り添い型の相談支援を行うとともに、子育てに関する情報提供や電話・面談・訪問等、相談者のニーズに合わせた相談スタイルで柔軟に応じていくことが必要です。				

事業名	地域子育て支援拠点事業		担当課	子育て支援課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
地域子育て支援拠点事業実施箇所数		5箇所	5箇所	5箇所
総括	○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひろばの受け入れ人数を縮小していましたが、5類感染症移行により、少しずつ受け入れ人数を増やしています。 ○ 令和3(2021)年度より「てしまの森」を新設、令和4年(2022)年度に「わたぼうし」を移転し、ひろば機能の強化とともに、利便性の向上による利用促進を図りました。 ○ 令和4(2022)年度より、ひろばやイベントのネット予約システムを導入したことで利便性が向上しました。 ○ 今後とも、子育て親子が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行うとともに、職員の質と利便性の向上に努め、利用促進を図る必要があります。			

2. 高まる保育需要への対応

- 幼児教育・保育の無償化など高まる保育需要に対応し、待機児童を発生させることのないよう、保育施設の整備、定員枠の拡大や保育士確保に取り組みました。
- 保育コンシェルジュ^{※19}の活用による保育に関する相談対応・案内に加え、専門知識のある職員が施設の巡回支援指導を行い、利用者に寄り添った支援と保育の質の向上を図りました。
- 就学児童の保育の充実に向け、留守家庭児童会の取り組みを拡充しました。

事業名	保育所等の利用調整及び量の確保			担当課	子ども・若者政策課 幼児保育課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
年度当初時点の国基準待機児童数		0人	0人	0人	
利用定員数		2,149人	2,331人	2,430人	
総括	○ 保育ニーズが増加している中、新規施設の開園等により量の確保を行うことで、国基準待機児童数の発生を防ぐことができています。 ○ 保育ニーズは今後も高い状況で推移することが予想されることから、引き続き、量の確保に努める必要があります。				

※19 保育コンシェルジュとは、就学前の子どもの預け先などについて、保護者の相談に応じる専門相談員のこと。

事業名	保育士確保事業	担当課	幼児保育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
公私立保育士数 (フルタイム勤務、4月1日時点)	473人	496人	596人
総括	○ 国の保育士等処遇改善施策に加えて「池田市保育士等キャリアアップ事業補助金」を実施しました。 ○ 今後も引き続き、質の高い保育を提供できるよう研修体制等を整えながら、保育士の確保、定着に努める必要があります。		

事業名	保育コンシェルジュの拡充	担当課	幼児保育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
保育コンシェルジュの配置数	5名	4名	3名
総括	○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュを5名配置しました。 ○ 子育て支援拠点5所での出張保育相談の実施に加え、令和2(2020)年10月からはA I※ ²⁰ 保育コンシェルジュ(A Iチャットボット)も活用することにより、就労等の事情での開庁時間に相談できない方の利用者支援体制を拡充しました。 ○ 保育ニーズの高まりや多様化にきめ細やかに対応することに加え、A I保育コンシェルジュの周知やコンシェルジュ通信の発行など情報発信にも力を入れていく必要があります。		

事業名	巡回支援指導員の配置	担当課	幼児保育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
巡回支援指導員の巡回実施延べ回数	年39回	年79回	年122回
総括	○ 定期的に巡回を行い、保育の観察や相談を通して、現場の職員と共に具体的な保育のあり方について検討しました。 ○ 私立も含めた就学前施設に巡回し、保育の指導、相談等を行い、保育の質の向上や次世代の育成に努める必要があります。		

事業名	留守家庭児童会運営事業の拡充	担当課	地域教育課
指標	令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
入会児童数(5月1日時点)	909人	1,006人	1,180人
対象学年	3年生まで	3年生まで	6年生まで
総括	○ 利用ニーズの増加に対応すべく教育委員会へ事務を移管し、場所と人の確保に努めました。 ○ 今後も引き続き、受け入れ学年拡大に向け、場所と人の確保に努める必要があります。		

3. きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援

- ノーマライゼーション※²¹の理念を基本に、障がい(児)・者の生涯にわたる一貫した地域での支援体制を構築するため、関係機関との連携を図り、相談システムの充実に努めました。
- 子ども家庭総合支援拠点において児童虐待など子どもと家庭に関する相談を行うとともに、関連機関との連携を図り、子どもと家庭の支援を行いました。
- いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童生徒及びその保護者・家庭を支援するため、市立学校へ「スクールアシストメイト※²²」を派遣し、校内における児童生徒支援の推進を図りました。

※²⁰ A Iとは、「Artificial intelligence」の略称で、人工知能のこと。人間にしかできなかったような高度に知的な作業、判断をコンピュータを中心として行うもの。

※²¹ ノーマライゼーションとは、障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

※²² スクールアシストメイトとは、先生たちと連携しながら、子どもが抱える悩みや不安を受け止める池田市が独自に配置している支援員のこと。

- 市立学校に、児童生徒の臨床心理に関して専門的知識と経験を有するスクールカウンセラー^{※23}や、児童生徒の取り巻く環境と子どもとの関係を捉えた上で環境改善を図るスクールソーシャルワーカー^{※24}を配置しました。校内における支援体制の充実により、様々な教育・環境課題に対する児童生徒のケアや保護者の不安解消に努めました。

事業名		児童家庭相談事業、子ども家庭総合支援拠点		担当課	子ども未来課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
教育や母子保健との連携及び連携強化		こども家庭センター設置に向けた体制の構築	母子保健との連携強化	教育、母子保健との連携システムの構築	
総括	○ 関係機関と連携を図りながら児童と家庭に関する相談対応を適切に行い、子どもが安全に安心して生活ができる支援を行いました。 ○ 今後も引き続き、関係機関と連携を図り、子どもが安全で安心できる生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助を行う必要があります。				

事業名		発達支援システム推進事業（障がい児支援）		担当課	発達支援課
指標		令和 5（2023）年度実績	令和 6（2024）年度実績見込	令和 6（2024）年度目標	
発達支援システム検討委員会		1 回開催	2 回開催	2 回開催	
研修会等		23 回	10 回	10 回	
総括	○ 研修会により支援者の質向上と発達障がい等の啓蒙に寄与しました。 ○ 相談支援体制の整備や重症心身障がい児※25・医療的ケア児※26の支援体制の充実が課題であるため、今後は障がい児のインクルージョン※27推進に向け、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努める必要があります。				

事業名	いじめ・不登校等トータルサポート事業		担当課	教育センター
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
活動日数		1,239 日	1,300 日	1,189 日
総括	○ スクールアシストメイトが、様々な課題を抱える児童・生徒に教員とは違う立場でかわわり、教職員と連携しながら多面的な支援を実施しました。			
	○ 活動の一端として、授業での学習支援や話し相手になり、気になる児童・生徒と関わりを深めることで、学校生活での意欲の向上や不登校の未然防止、トラブルの防止を図りました。			
	○ 令和6(2024)年度より、全ての市立学校で校内教育支援ルームが常設化され、そこに通う児童・生徒の支援に携わるスクールアシストメイトの役割が大きくなっており、今後も引き続き全校に配置することで、様々な事情を抱える児童・生徒の支援に関わっていくことが重要です。			

※23 スクールカウンセラーとは、心理的な側面から悩みや不安を抱えた児童生徒に対しての相談を行い、保護者及び教職員に対する助言援助を行う専門家のこと。

※24 スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉等の専門的知識を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題解決に向けて支援する専門家のこと。

※25 重症心身障がい児とは、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

※26 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子どものこと。

※27 インクルージョンとは、教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念のこと。

事業名	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置		担当課	教育センター
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標
年間相談回数 スクールカウンセラー（ＳＣ）		3,793 回	4,000 回	2,500 回
年間相談回数 スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）		1,760 回	1,200 回	2,500 回
総括	(スクールカウンセラー)			
	○ 専門家の知見をもとに、保護者や児童・生徒への支援、教職員会議への参加や事例検討などによる教職員との協同を行いました。 ○ 児童・生徒が抱える諸課題を正確に見取り、具体的な支援や不安を抱える保護者へのケアを行うため、今後も引き続き、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の支援を行っていくことが重要です。			
総括	(スクールソーシャルワーカー)			
	○ 校内で行われる会議でのソーシャルワーク専門職の立場からの必要な助言や適切なアセスメント※28、ケース会議※29への参加、他機関へのつなぎなど、有効的な手だてや助言を行うことができました。 ○ 今後は、社会資源※30との連携や支援ネットワークの構築を視野に入れたアセスメント・プランニングをもとに、暴力行為発生件数の減少、新規不登校者数の減少、好転ケース割合の増加をめざし、スクールソーシャルワーカーの活用体制を構築していく必要があります。			

4. 学校教育、就学前教育の充実

- 義務教育9年間を連続した期間と捉えた教育課程を編成し、継続的な指導体制及び教育環境を整備しました。
- 幼児教育サポートチーム^{※31}の取り組みにより、公私立を問わず乳幼児保育・教育の充実を図りました。

事業名		「教育のまち池田」総合企画推進事業		担当課	教育政策課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標	
教育フェスタ参加延べ人数		事業実績なし	事業実績なし	約3,500人	
総括	○ 新型コロナウイルスの影響を機に、池田の教育を広く市民に周知する機会としての教育フェスタを実施することができませんでした。 ○ 新しい教育振興基本計画のもと、池田の教育を広く市民へ周知するための新しい企画を模索していく必要があります。				

事業名		小中一貫教育推進事業		担当課	教育政策課
指標		令和 5 (2023) 年度実績	令和 6 (2024) 年度実績見込	令和 6 (2024) 年度目標	
小中一貫教育推進委員会開催		2 回	2 回	6 回	
チーフコーディネーター会議開催		4 回	4 回	11 回	
総括	○ 小中一貫教育の本格実施から 10 年が経過し、特色ある教育活動が各学園で展開されてきました。 ○ 教職員対象に、継続すべき取り組みと改善すべきものの精査を行いました。 ○ 今後は、各学園の特色ある教育活動を展開していく中で、授業における子どもの学びの姿を基に、「学びの連続性」を重視した一貫教育を推進していく必要があります。				

※28 アセスメントとは、子どもの行動や状態を子どもの立場になって理解しながら整理し、その子どもに合った支援の方向や手立てを明らかにするために行うもの。

※29 ケース会議とは、支援を必要とする個々の事例について、関係者が集まり、情報交換や意見交換を行い、具体的な支援計画を検討するために行う会議のこと。

※30 社会資源とは、社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。

※31 幼児教育サポートチームとは、幼児教育を地域に開かれたものにしていくとともに、幼児教育の振興に向けた取り組みを支援するため、幼児教育アドバイザー等の専門家を配置し、地域の関係者と連携を図り、市内の就学前施設、家庭等を支援する体制の整備を行うチームのこと。

事業名	幼児教育サポート事業		担当課	教育政策課
指標		令和5(2023)年度実績	令和6(2024)年度実績見込	令和6(2024)年度目標
研修会の開催（保育の質と幼小接続）		26回	24回	20回
通信の発行		年12回	年12回	年6回程度
総括	○ 公私立を問わず、市内就学前教育・保育施設の職員が共に学び合える研修の機会を確保することができました。 ○ 学びの連続性を幼児期から途切れることなく重視していく観点から、今後も幼小接続を推進する取り組みをより一層強化していく必要があります。			

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

第3節

計画策定に係る各専門部会の課題と今後の方向性

本計画の策定にあたり、特に課題を有する分野について、専門部会である「ヤングケアラー※32支援検討会議」、「若者支援検討会議」、「子どもの権利擁護検討会議」、「居場所づくり支援検討会議」を開催し、計画に掲げるべき事項の検討や施策・事業の具現化に向けた協議を行いました。各専門部会では次のような課題や意見が出されました。

● ヤングケアラー支援検討会議

- こども大綱では、ヤングケアラーの問題について、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があり、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進していく必要があると記載されています。
- 福祉分野においては、ケアをされている本人に関する相談がなければヤングケアラーの発見が難しくなっています。また、実際に支援するとなると、ケアをされている側の支援を行うことによる間接的支援はできますが、ケアラー本人への直接的支援が難しい場合があります。
- ヤングケアラー本人の自覚を促すため、周知・啓発を推進します。
- 支援にかかわる職員・教職員へのヤングケアラーに関する理解を深めることを目的とした研修を実施します。
- ヤングケアラーの専門相談窓口の設置、専門職員の配置を行います。
- 定期的な実態調査を行い、「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握することを推進します。
- ヤングケアラーへの支援を切れ目なく円滑に実施することを目的とした関係機関等で構成された組織の体制づくりを検討します。

● 若者支援検討会議

- こども大綱では、「高等教育の修学支援、高等教育の充実」「就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組」「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」について取り組みを進めていく必要があると記載されています。
- 法律や制度によって対応する組織や窓口が異なるため情報の整理をする必要があります。
- 若者の支援を切れ目なく円滑に実施されることを目的とした関係機関等で構成された体制づくりや部署間の連携を推進します。
- 若者のみをターゲットとしたイベントや相談会は、多数の参加者が見込めず効果的な支援につなげることが難しいほか、特に義務教育を修了した若者へのSNS等を活用したアプローチ手法を検討していく必要があります。

※32 ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

● 子どもの権利擁護検討会議

- こども基本法が児童の権利に関する条約の精神にのっとっている背景をはじめ、こども大綱では、子ども・若者の社会参画と意見反映を推進していくことが記載されており、子ども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。
- 子ども・若者、大人への子どもの権利に関する継続的な周知・啓発を推進します。
- 職員・教職員への子どもの権利に関する理解を深めることを目的とした研修を実施します。
- 市全体として子ども・若者の意見聴取・反映に取り組むため、聴取や反映の手法について検討・共有を図っていきます。
- 専門性を有する相談員の担い手不足が進んでおり、人材確保に努めていくほか、子どもの権利に関する専門相談窓口の設置や専門職員の配置を検討していく必要があります。

● 居場所づくり支援検討会議

- こども大綱では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組むよう記載されています。
- ボランティアや職員の担い手不足が進んでおり、人材確保に努めていく必要があります。
- 居場所を必要としている子ども・若者への情報提供はホームページや広報誌だけでは不十分であり、SNS等を活用した周知の手法を検討する必要があります。
- 子どもにとって安全・安心な居場所であること、より良い場所になるために子ども・若者の意見を取り入れることが大切であり、その聴取や反映の手法について検討していく必要があります。

これらの課題の解決に資する事業を本計画の下記の箇所の施策項目に反映しています。

	ページ	施策	施策項目
ヤングケアラー支援検討会議	91	1-2	(3) ヤングケアラーへの支援
若者支援検討会議	114	2-3	(1) 若者の就職支援 (2) 結婚の希望をかなえる環境整備 (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援 (4) 高等教育の修学支援、高等教育の充実 (5) 生涯学習の取り組みの推進 (6) 若者にとって魅力ある地域づくり
子どもの権利擁護検討会議	85	1-1	(1) 人権教育の推進 (2) 子ども・若者が参画できるまちづくりの推進
居場所づくり支援検討会議	111	2-2	(2) 子どもの居場所づくりの推進

第4節 子ども・若者への意見聴取

こども基本法において、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に
参画する機会が確保されること」と掲げられており、その理念を実現するために、市町村は、「こども
施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを
養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされています。

また、こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、こど
も・若者の意見反映プロセスの全体像として下記のとおり記載されています。

■意見反映プロセスの全体像



- 企画
 - 意見を聴く対象を検討する
 - テーマを設定する
 - 安心・安全を確保する
 - 実施体制を作る
- 事前準備
 - 行政職員の準備をする
 - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - 意見を表明する選択肢を用意する
 - 振り返りをする
- 反映
 - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
 - 聴いた意見がどのように扱われたのか説明する

本計画の策定にあたり、こども基本法の理念を踏まえ子ども・若者の意見を計画に反映するため、こ
ども家庭庁のガイドラインに従いWEBアンケート調査、ワークショップ及び個別対面ヒアリングを実
施いたしました。

1. 調査・実施方法及び結果

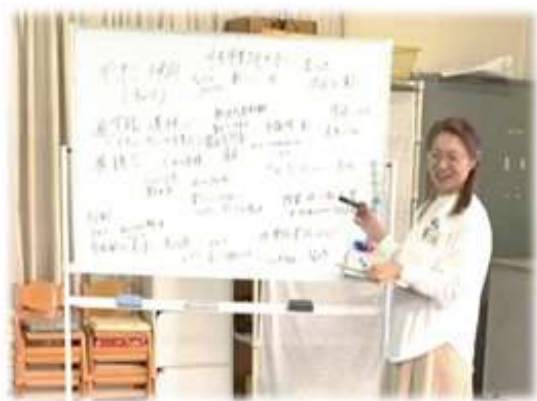
(1) WEBアンケート調査

調査対象	市内に在住している、または通勤・通学している小学生から39歳までの子ども・若者
調査方法	インターネット上のWEBアンケートフォームによるオンライン調査
調査期間	令和6(2024)年10月15日～令和6(2024)年10月28日
回答人数	47人(延べ85件)

(2) ワークショップ及び個別対面ヒアリング

対 象	小学生、中学生及び高校生
実施方法	ワークショップ及び個別対面ヒアリング
実施期間	● ワークショップ（実施回数は全7回） ・学校以外の居場所づくり事業参加者（9月26日） ・水月児童文化センター（10月9日、10月20日） ・こども食堂く学び舎すいげつ食べて屋すいげつ>（10月11日） ・五月山児童文化センター（10月19日） ・中央公民館（10月20日） ● 個別対面ヒアリング（実施日数は全6日間） ・水月児童文化センター（9月25日、9月27日、9月29日、10月2日） ・池田駅前てるてる広場（10月12日、10月13日）
参加人数	延べ 84 人

(3) 実施の状況

○ ワークショップの風景	○ ワークショップで出た意見の板書
	
○ WEBアンケート調査の募集チラシ	○ ワークショップの募集チラシ
	

2. 子ども・若者からの主な意見

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組みの状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

学校について



- 世界の国のことや科学のことなど、もっと知らないことをたくさん学びたい。
- グループワークや学芸会など、みんなで協力し合いながら学べる機会を増やしてほしい。
- 宿題を減らしてほしい。
- 学校の先生にやさしく、わかりやすく教えてほしい。
- スカートの丈を変えたり、髪の毛を染めたりできるよう自由な校則にしてほしい。
- 部活の種類をもっと増やしてほしい。
- 差別や仲間外れをなくしてほしい。

公園・遊び場について

- 公園の遊具を増やしてほしい。
- 公園で花火がしたい。
- ボール遊びができる公園がほしい。
- 室内で遊べる場所がほしい。



交通・道路について

- 自転車で走りやすい安全な道路にしてほしい。
- 大人も交通ルールを守ってほしい。
- 段差がないなど、ベビーカーでの移動をしやすくしてほしい。



学びについて

- プロの吹奏楽の演奏会など、文化鑑賞の機会をつくってほしい。
- 自習室など、放課後に学習できる場所を増やしてほしい。





居場所について

- 下校の途中や駅前などにあればよい。
- いつでも開いている場所がよい。
- 友達と待ち合わせて遊べる場所がよい。

相談について

- 親やほかの人に分からないように相談したい。
- 相談のときにはまずこちらの気持ちを理解してほしい。
- 表向きは相談窓口ではなく、話を聞いてくれる場所であれば相談しやすい。



意見について

- 大人が分かりやすく説明してくれたり、意見したことを実現してもらえれば意見を出しやすい。
- 学校や馴染みのある場所であれば意見を出しやすい。

3. 計画への反映

- 計画策定にあたり、子ども・若者からの意見を各部局に提示し、その意見を踏まえながら重点施策及び個別施策を作成しました。
- 子ども・若者からの意見の中で主なものについては、市ホームページで意見に対する市の考え方を公表します。

第5節

第2期計画の課題のまとめ

これまでの調査や取り組みをもとに、第2期計画の課題のまとめをこども大綱に示されている子ども施策に関する重要事項の項目ごとに課題をまとめました。

1. ライフステージを通した支援の充実

子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支えることが重要です。また、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」として捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

課題のまとめ

- 自己肯定感を高めるために、子ども自身が子どもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになることや、子どもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、全ての子どもが大切にされるまちづくりを進めていくことが必要です。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、子ども・若者の意見を伝える機会について、「大人が分かりやすく説明してくれたり、意見したことを実現してもらえれば意見を出しやすい」、「学校や馴染みのある場所であれば意見を出しやすい」などの意見がありました。子どもが自由に意見を表明できる機会を、様々な場で確保していくことが必要です。
- ヤングケアラー支援検討会議によると、「ケアをされている本人に関する相談がなければヤングケアラーの発見が難しい」、「ケアされる側の支援を行うことによる間接的支援はできるが、本人への直接的支援が難しい場合がある」などの課題がありました。ヤングケアラーは周囲の大人や本人の自覚がなく顕在化^{※33}しづらいという構造があるため、関係機関が連携を強化することで早期にヤングケアラーを発見し、適切な支援につなげていくことが必要です。

※33 顕在化とは、隠れていたものが表にはっきり形として現れること。

2. ライフステージ別の支援の充実

子ども施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、子ども・若者及び子育て当事者にとって、それらがどのような意味を持ち、そしてどのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

課題のまとめ

- 子どもの生活に関する実態調査の結果によると、放課後や休日に過ごすことのできる居場所を利用している割合は、生活に困窮している世帯ほど利用している割合が低くなっており、その理由として、「どこにあるか知らないから」と回答した割合が子ども・保護者ともに最も高くなっています。支援が必要な家庭に十分な情報が行き届いていない状況が示唆されるため、様々な媒体を通じて子ども・子育て家庭への情報発信を強化する必要があります。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、「相談のときにはまずこちらの気持ちを理解してほしい」、「表向きは相談窓口ではなく、話を聞いてくれる場所であれば相談しやすい」、「親やほかの人に分からないように相談したい」など、相談相手・相談窓口に対する意見がありました。相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、子ども自らが相談でき、子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが必要です。
- 子ども・若者への意見聴取の結果によると、「ボール遊びができる場所がほしい」、「室内で遊べる場所がほしい」、「公園の遊具を増やしてほしい」、「友達と待ち合わせて遊べる場所がよい」、「下校の途中や駅前などにあればよい」などの公園や遊び場、居場所に対する意見がありました。子どもの利用する施設では、子どもの希望を踏まえた居場所づくりが求められています。

3. 子育て当事者への支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、負担感、過度な使命感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心身ともにゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健全やかな成長のために重要です。

課題のまとめ

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果によると、就学前児童の母親の就労割合（フルタイムまたはパート・アルバイトなどで働いている）は、前回調査から 13.0 ポイント増加しており、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」を平日に定期的に利用している割合は、前回調査から 11.7 ポイントの増加となっています。今後も母親の就労割合は高くなると想定されるため、教育・保育事業の充実を図る必要があります。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の結果によると、子育てや教育について相談できる人がいる就学前児童及び就学児童の保護者の割合は、前回調査から減少しています。身近に相談相手がない状況にある保護者に寄り添い、子どもの成長に応じて切れ目なく支援することができるよう、オンラインを活用するなど、時間や場所に捉われない相談方法の充実が重要です。
- 子どもの生活に関する実態調査の結果によると、世帯収入額と世帯人数に基づく「相対的貧困率」は 12.9%となっています。また、生活に困窮している世帯は、授業以外の勉強時間や読書時間が短いほか、保護者が子どもの将来に期待する割合も低い傾向にあります。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への支援・啓発を行うとともに、子ども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要があります。